

重要事項説明書

社会福祉法人 智恩福祉会

堀江敬愛保育園

堀江敬愛保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|---------|----------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 智恩福祉会 |
| 所 在 地 | 茨木市白川2丁目13番25号 |
| 電 話 番 号 | 072-665-8615 |
| 代表者氏名 | 理事長 城谷 星 |

2 利用施設

| | |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類 | 保育所 |
| 施 設 の 名 称 | 堀江敬愛保育園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 大阪市西区南堀江1-22-11 |
| 連 絡 先 | 電話番号 06-6533-7110 FAX 06-6533-7120 |
| 管 理 者 | 園長 井上 満紀 |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 認 可 定 員 | 0歳児 12人 1歳児 18人 2歳児 27人 3歳児 27人 4歳児 27人 5歳児 28人 |
| 利 用 定 員 | 満3歳以上の児童 79人 満1歳以上満3歳未満の児童 38人 満1歳未満の児童 12人 |
| 開 設 年 月 日 | 平成26年 5月 1日 |
| 事 業 所 番 号 | 2710051002857 |
| ホ ー ム ペ ー ジ | http://keiai-net.com/horie/ |

3 施設の目的・運営方針

堀江敬愛保育園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置づけ、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|----------------------------|
| 敷地 | | 587.05 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 6階建 |
| | 延べ面積 | 917.66 m ² |
| 園庭 | | 地上園庭 217.46 m ² |

(2) 主な設備

| 室名 | | 設置時面積 | 備考欄 |
|-------------------|--------|-----------------------|-------------------------------------|
| 乳児室・保育室 | 0歳児室 | 61.20 m ² | |
| | 1歳児室 | 61.12 m ² | |
| | 小計 | 122.32 m ² | |
| 遊戯室 保育室 | 2～5歳児室 | 221.84 m ² | |
| | 小計 | 221.84 m ² | |
| 調理室 | | 32.98 m ² | |
| 調乳室 | | 3.08 m ² | |
| 医務室（医務コーナー） | | 9.00 m ² | |
| 乳幼児用便所 （沐浴室含む） | | 37.60 m ² | （大便器： 6個） （小便器： 8個） （乳児用： 2個） |
| 遊戯室 | | 131.37 m ² | |
| 事務室 | | 22.36 m ² | |
| 職員休憩室 | | m ² | |
| 便所（乳幼児用を除く） | | 11.07 m ² | |
| 会議室 | | m ² | |
| 倉庫 | | 65.21 m ² | |
| 廊下 | | 252.38 m ² | 室内階段、E V含む |
| その他 | | 8.45 m ² | |
| 合計 | | 917.66 m ² | |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別支援保育事業

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

(3) 地域交流活動

地域の方をお招きしての交流（コーラス隊・マジックショーなど）もあります。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《受付：月曜日～水曜日 午後1時から午後3時》

(5) 教育・保育の内容・特徴

保育における基本的な考え方

生まれてきた子どもの心や体は、自由自在で無限の可能性を秘めています。未来の社会へ大きく育っていくためには、環境はとても大切です。子どもたち一人一人が、生まれながらにもっているすばらしい個性や才能を伸ばせるように私達は、人格形成の基礎となるこの時期の子ども達を 温かな愛情と豊かな環境の中で、ゆっくりじっくりと育てたいと考えています。

◎ 仏の教えに基づいた「心」を育てる保育

人を敬う謙虚な気持ちは、毎日の生活の中で培われていくものです。「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言える誠実さ。友だち同士互いに認め合う協調性や思いやり。そして、物を大事にするということ。当園では、そんな「心」の教育を基本としています。

◎ 押しつけでなく、自分の力できづく保育

子どもたちは、自分が体験し、気づくことから多くを学びます。大切なのは押しつけや教えこみではなく、こどもが「自分の力で考え、選んで行動する」ということ。子どもたちが何事にも意欲的に取り組めるよう、ひとりひとりの発達段階をふまえた活動方法を常に考えています。

◎ 一人一人の成長を大切にした保育

顔や髪型が違うように、子どもは皆それぞれ異なる個性と資質を持っています。好きなこと、得意なことはのびのびと。いろんなことに興味を持って可能性を広げてほしい。私たちはひとりひとりを大切に見つめ、性格や成長に合った、きめこまかな保育指導を第一にしています。

◎ 良い保育は、環境から

子どもをとりまく環境は、人・物・自然どれも重要な要素です。保育士は、自らも向上心を高め、感性・知性をみがくよう努めています。また、夢と想像性ある園舎、設備も充実。整理整頓を心がけ、清潔な環境の中で子ども達が生活出来るよう気をつけています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和7年5月1日現在

| 職 種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|------------|-------------------------------------|----|----|-----|----|
| 園 長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 保育の室の向上に努める | 1 | 1 | | |
| 主 任 保育士 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を整 理、園児の保育をつかさどる | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 保育計画の作成、実施、記録 | 19 | 11 | 8 | |

| 職 種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------------|--|----|----|-----|----|
| 支援員 | 保育の補助 | 4 | | 4 | |
| 看護師 准看護師 | 園児の健康管理・衛生管理など | 1 | 1 | | |
| 保育補助 | 保育の補助 | 2 | | 2 | |
| 管理栄養士 栄養士 | 児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する。給食材料等の購入、調理の実施、記録 | 1 | 1 | | |
| 調理補助 | | 2 | 1 | 1 | |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|------------|------------------------------------|
| 園長 | 正規の勤務時間帯（7：30～19：00）のうち 8.5 時間 |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯（8：30～17：00） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（7：30～19：00）のうち 8.5 時間シフト制 |
| 管理栄養士（栄養士） | 正規の勤務時間帯（8：30～17：00） |
| 調理補助 | 正規の勤務時間帯（9：00～17：00）（8：00～12：30） |

- ※ ローテーション勤務により、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝祭日は休園となります。

1 月 4 日、8 月 13 日～16 日は登録制、3 月 31 日は新学期準備のため、保育協力日となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日のみ 19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要

となります。) 延長保育、土曜保育ともに『利用申請書』を提出して頂きます。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(3) 入園された1週間は園に慣れるための期間として『慣らし保育』を行います。

乳幼児共に給食を食べて13:00降園です。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

保育園において自園調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|---------|----|
| 0歳児 | 9時40分頃 | 11時頃 | 15時15分頃 | |
| 1歳児 | 9時40分頃 | 11時頃 | 15時15分頃 | |
| 2歳児 | 9時40分頃 | 11時10分頃 | 15時15分頃 | |
| 3歳児 | | 11時20分頃 | 15時15分頃 | |
| 4歳児 | | 11時30分頃 | 15時15分頃 | |
| 5歳児 | | 11時40分頃 | 15時15分頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 遠足と第2、第4土曜：家庭の日は弁当(幼児)

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食にて出来る限り対応いたします。

※ 食物アレルギーによる配慮食の提供については、医師が記入した『生活管理指導表』『除去食確認表』と『届出書』が必要です。

(4) 栄養士の配置状況

| 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------|----|----|-----|----|
| 園児の栄養指導及び管理 | 1 | 1 | | |

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもと無い子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当園に利用申請をし、入所決定された園児の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

| | |
|-----------|----------------|
| 医療機関の名称 | 本山診療所 |
| 医院長名又は医師名 | 本山 忠 |
| 所在地 | 大阪市大正区泉尾1-2-19 |
| 電話番号 | 06-6551-3812 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | たかま歯科医院 |
| 医院長名又は医師名 | 高間 悟 |
| 所在地 | 大阪市西区南堀江1-11-5 中村ビル1階 |
| 電話番号 | 06-6539-7832 |

(3) 薬剤師

| | |
|-----------|--------------|
| 医療機関の名称 | (有)光薬局 |
| 医院長名又は医師名 | 阪本 恵子 |
| 所在地 | 茨木市駅前3-6-1 |
| 電話番号 | 072-922-2263 |

15 緊急時の対応

入園している園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく児童表及び緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火、津波、地震、水害、不審者に対する訓練は、毎月1回以上実施します。 |

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施

(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

毎日の視診の際に、気になるアザ等がみられた場合は、専門機関に連絡することをご了承下さい。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|---------------|--|
| 当園 ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長・保育士 ・ご利用時間 14:00～ 17:00 ・電話番号 06-6533-7110 FAX 06-6533-7120 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p> |
| 第三者委員 | 末次 一美 電話番号 090-3620-2909 |
| | 阪口 幸人 電話番号 090-8522-1961 |

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険の内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|--------------------|
| 保険の種類 | 独立法人日本スポーツ振興センター保険 |
| 保険の内容 | 災害共済給付 |
| 保険金額 | 310 円 (年額) |

※詳しくは、別途配布する「独立法人日本スポーツ振興センター加入の案内」をご確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

| | 令和5年 | 令和6年度 | 令和7年 |
|-----|------|-------|------|
| 0歳児 | 12人 | 9人 | 9人 |
| 1歳児 | 18人 | 17人 | 18人 |
| 2歳児 | 20人 | 20人 | 19人 |
| 3歳児 | 25人 | 26人 | 24人 |
| 4歳児 | 25人 | 25人 | 26人 |
| 5歳児 | 26人 | 27人 | 25人 |

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目 | 受審、実施状況 | 受審、実施結果 |
|-----------|---------|---------|
| 第三者評価受審状況 | 未実施 | |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施 | |

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし

23 当園におけるその他の留意事項

本園は生活習慣を大切にしております、特に「挨拶」を大切にしております。登降園の際には玄関にて、保育士と挨拶をしてから入室（降園）します。保護者の皆様もご協力下さい。

尚、本園は仏教園（浄土真宗）のため、仏教行事（花まつり・成道会等）を行っており、御仏様に手を合わせてご挨拶もいたしますので、他宗教の方にもご理解・ご協力をお願いしております。

※ 送迎は徒歩もしくは自転車になります。（ベビーカー、自転車のお預かりはしていません。）路上駐車・路上駐輪はご遠慮ください。

24 退園について

本園は次の場合、保育の提供を終了しますので、退園届をご提出下さい。

- ・保護者の方の退職など、保育の要件に該当しなくなった場合 又は虚偽の申告があった場合
- ・保育要件が確認できる書類を提出して頂けない場合
- ・諸経費等を半年間以上滞納した場合
- ・本園の保育理念及び保育方針にご協力頂けなかったり、運営上著しく支障をきたすと判断された場合
- ・本園及び本園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動を保護者がした場合
- ・その他、利用の継続について支障又は困難を生じさせた場合

別 表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|--------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 保育充実金（5才児） | 手作り絵本・遠足バス代・味覚狩り・移動動物園・講師費用など | 月額 3,000円 |
| 〃（0才児～4才児） | 手作りアルバム・遠足バス代・味覚狩り・移動動物園・講師費用など | 月額 1,500円 |
| 教材費 | 持ち帰り絵本・季節の作品持ち帰り | 月額 500円 |
| 主食費 | 幼児主食費 | 月額 2,000円 |
| 副食費 （0.1.2才児なし） | 幼児副食費 （年収, 多子で免除の場合有） | 月額 5,000円 |
| 寝具リース代 （5才児なし） | 布団リース・布団乾燥 | 月額 1,500円 |
| 延長保育料 | 18:30～19:00登録制（土曜日は無し） | 月額 2,500円 |
| 振込手数料 | 66円の内33円は園負担 | 月額33円/1人 |
| 臨時徴収 | 幼児教材 めざましあそび（3才） | 5,000円 |
| | 幼児教材 めざましあそび（4.5才） | 6,000円 |
| | （夏）宿泊保育代、（冬）ゆきあそび代（5才） | 夏:約13,000円 冬:約7,000円 |

- ・ 諸経費は、保育料とは別に毎月収めて頂く費用です。（UFJ銀行引き落とし）
1か月欠席の場合でも納入して頂きます。
- ・ 入園時に
 - 乳児（0才）560円（ファイル代、ゴム印）
 - （1才）560円+700円（カラー帽子）
 - （2才）560円+700円+2,000円（上靴）
 - 幼児（3,4,5才）約45,000円
（用品代：めざましあそび含む+制服代）が必要です。
- ※ 物価の変動により、多少金額が変わる事もございますのでご了承願います。
- ※ スポーツ保険加入費用310円とシール代20円を学年はじめに納入して頂きます。（価格変動有）

2 時間外保育に係る利用者負担金

- ・ 短時間認定の方が7時30分～8時及び16時を過ぎる場合、また、延長保育登録なしの方のお迎えが18時30分を過ぎる場合にはその都度、延長保育料を頂くこととなりますので、ご了承下さい。（500円/15分）ただし、本園の開所時間は19時00分までです。土曜日は18時30分以降の延長保育はありません。